令 和 ３ 年 度

メ ッ セ ピ ア 高 圧 受 電 設 備 改 修 工 事

図 面 リ ス ト		
図面番号	図 名	縮尺（Ａ１）
Ｅ－１	特記仕様書（１）	Ｎ．Ｓ
Ｅ－２	特記仕様書（２）	Ｎ．Ｓ
Ｅ－３	特記仕様書（３）	Ｎ．Ｓ
Ｅ－４	配置図	１／３００
Ｅ－５	高圧受電設備図（改修前）	Ｎ．Ｓ
Ｅ－６	高圧受電設備図（改修後）	Ｎ．Ｓ
Ｅ－７	１階平面図（仮設電源設備）	１／２００
Ｅ－８	Ｒ階平面図（改修前・後）	１／２００

公 益 財 団 法 人　燕 三 条 地 場 産 業 振 興 セ ン タ ー

メッセピア高圧受電設備改修工事

令和　3　年　9　月（全　8　枚）

工　事　場　所　　新潟県三条市須頃１丁目１７番地

建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積（㎡）	消防令別表第一	備考

仕様書

Ⅰ．共通仕様

１　本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次による。
新築及び増築に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成３１年版」（以下「標仕」という。）及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修　公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　平成３１年版」（以下「標準図」という。）による。
改修に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成３１年版」（以下「改修標仕」という。）及び標準図による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、標仕による。

２　標仕及び改修標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。
（１）「工事請負契約書」を「新潟県財務規則（昭和５７年３月１日新潟県規則第１０号）別記（第７８条関係）建設工事請負基準約款」（以下「約款」という。）に読み替える。
（２）「監督職員」を「監督員」に読み替える。

３　次の各号に該当する標仕及び改修標仕の項目について、標仕及び改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。（以下［　］は、改修標仕の項目を表示）
（1）第1編 第1章 1．1．2 ［1．1．2］ 用語の定義の（1）、（13）及び（18）
（2）　〃　1．4．2 ［1．4．2］ 機材の品質等の（a）及び（b）
（3）　〃　1．4．4 ［1．4．5］ 機材の検査等の（a）
（4）　〃　1．6．1 ［1．10．1］ 工事検査の（b）及び（d）

４　標仕及び改修標仕の次の項目の規定は適用しない。

第1編　第1章　1．1．2 ［1．1．2］ 用語の定義の（19）
〃　1．6．2 ［1．10．2］ 技術検査

別表

号	項目	置き換え後の標仕及び改修標仕の規定
	第１編　一般共通事項 第１章　一般事項	
(1)	1.1.2 [1.1.2] 用語の定義	（ア）「監督員」とは、約款第１０条の規定により受注者に通知された者をいう。
		（ス）「書面」とは発行年月日が記載され、署名又は捺印した文書及び新潟県ＣＡＬＳシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。
		（ツ）「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。（ただし、②に係る検査を除く。） ①　工事の完成（約款第３２条） ②　部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等（約款第３８条） ③　部分引渡しの指定部分に係る工事の完成（約款第３９条） ④　契約の解除時における出来形部分（約款第４８条） ⑤　必要があると認めたときの臨時検査（約款第５０条）
(2)	1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等	（１）　工事に使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（一般社団法人　公共建築協会）契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。
		（２）　使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。 ただし、ＪＩＳ（日本工業規格）に該当するものであることを示す表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。）は、資料の提出を省略することができる。 （ア）　建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる機材 （イ）　建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿に記載されている機材又は製造所の製品（特記で標仕及び改修標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。） （ウ）　特記により指定された材料又は製造者の製品
(3)	1.4.4 [1.4.5] 機材の検査等	（１）　現場に搬入された機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の（1）若しくは（2）に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 （ア）　工事完成検査時又は工事写真で、ＪＩＳのマークを確認できる場合 （イ）　建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合
(4)	1.6.1 [1.10.1] 工事検査	（２）　約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。
		（３）（a）から（c）までの通知又は請求に基づく検査並びに約款第４８条及び第５０条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。

Ⅱ．特記仕様

凡例
（１）章と項目は、番号に○印のついたものを適用する。特記事項は、・に○印のついたものを適用する。
（２）特記事項で○印のない場合は、※印のあるものを適用する。○印と※印のある場合は、○印のあるものを適用する。
○印と ③ 印のある場合は、両方を適用する。
（３）根拠項目の（a－b．c．d）は、標仕の第a編b章c節d項を表す。
根拠項目の［a－b．c．d］は、改修標仕の第a編b章c節d項を表す。

章	項目	特記事項	根拠項目
① 一般事項	1　工事実績情報の登録 2　概成工期 3　内部の工事期間等	請負工事費５００万円以上の場合登録する。 ※　無　・有　（工期　令和　年　月　日） 着手　令和　年　月　日 ～ 終了　令和　年　月　日　までとする。 次の作業は内部工事着手前に行える。ただし、着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。 ※　現場調査　・	(1-1.1.4) [1-1.1.4] (1-1.2.1) [1-1.2.1]
	④ 電気工事士	契約電力５００KW以上の電気工作物においても、次の者により施工をおこなうこと。 ※　第１種電気工事士　・　特種電気工事資格者（非常用子備発電装置）　・　認定電気工事従事者	
① 一般事項	5 発生材の処理等 6 完成図等	＜表－４＞「発生材の処理等」のとおり。 次のものを作成し提出する。なお、作成方法・部数等は監督員の指示による。 製本（完成図・施工図）、　ＣＡＤデータ、 保全に関する資料	(1-1.3.9) [1-1.9.1]
	7 施工図等の取扱い 8 工事完成写真 9 工事施工状況写真	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 工事完成後、整理のうえ監督員に提出する。　提出部数　１　部 工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　工事写真の撮り方　建築設備編改訂第３版」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 提出部数　１　部	(1-1.7.2) [1-1.11.2] (1-1.7.3) [1-1.11.3]
	10　他工事との取合い	＜表－５＞　工事区分表による。	
② 共通工事等	1 足場・さん橋等	※　別契約で関係受注者が定置した物は、無償で使用できる。 ○ 本工事で設置する。 ※　別途工事　・　本工事 ※　設けない ・　既設建物内の一部を使用する ・　仮設事務所内に監督員空間を　㎡程度確保する	(1-2.1.1) [1-2.2.2] [1-2.2.3] [1-2.2.7]
	2　仮設間仕切り 3　監督員事務所等	監督員が使用できる備品として、次のものを工事期間中現場に用意し、貸与する。 ・保安帽　ヶ　・雨具　着　・長靴　足 ・安全帯　組	(1-2.1.1) [1-2.2.7]
	4 工事用水 5 工事用電力	構内既存の施設　※　利用できる（※　有償　・　無償）　・　利用できない 構内既存の施設　※　利用できる（※　有償　・　無償）　・　利用できない ・　既設設備に電力量計を設ける　・　発電機を使用する	[1-2.2.4] [1-2.2.4]
	6 仮設建物等	現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 すべて受注者の負担とする。	[1-2.2.8]
	7　残土処理 8 耐震施工	※　構内指示の場所に敷き均し　・　構外搬出適切処理 機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）２０１４年版」による。 （１）　設計用水平地震力 機器の重量［ｋｇｆ］に、＜表－１＞設計用標準水平震度を乗じたものとする。 （２）　設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。	(2-2.1.13) [2-2.1.14]
	9 塗装工事	ブルボックス錆止塗装箇所　※　天井いんぺい部　※　シャフト内 上記以外のブルボックス　※　焼付塗装　・　調合ペイント２回塗 金属製露出電線管塗装箇所　※　屋外　・　電気機械室　・　シャフト	(1-2.7.1) [1-2.8.1]
	10　フラッシュプレート	図面に特記のあるもの及び特殊なものを除き　※新金属製　・　樹脂製 電力設備　ジョイントボックス用　・　丸形　※　角形 通信設備　ジョイントボックス用　※　丸形　・　角形	
	11　プレートの用途表示 12 盤類の仕上色	ジョイントボックス並びに器具を実装しないプレートには略称等を用いて用途を表示する。 分電盤　※　指定色　・　ＪＥＭ１１３５ 制御盤、配電盤　※　指定色　・　ＪＥＭ１１３５	
	13　呼び線 14　天井仕上区分 15　露出配管配線	長さ１m以上の入線しない管路には１．２mm以上の導入線を挿入する。 （室名）は直天井を示し、（　）なしの室名は二重天井を示す。 改修工事においては極力隠蔽心がけ、やむを得ず露出となる部分は予め施工図を作成し監督員の承諾を受けること。	(2-2.2.9) [2-2.2.9]
	16　再使用機器等	取外し再取付機器は、原則として清掃、調整、絶縁抵抗測定等を行った後取付ける。 ただし、絶縁劣化等により再使用に耐えない場合は、監督員に報告する。	[1-1.4.3]
	17 仮設備	仮設備期間（ ○ 図示　・　　） 仮設備項目（・　受変電　○ 自家発　・火災報知　・防犯　・電話　・LAN）	[1-2.14.1]
	18 あと施工アンカー 19　機器取付高 20　用語の説明	＜表－２＞　あと施工アンカーによる。 ＜表－６＞　機器取付高による。 共通仕様の用語の定義によるほか＜表－４＞用語の説明による。	[1-2.12.3]
③ 構内配電線路	1　電気方式	・　高圧　３相３線式６ｋＶ　・　低圧　３相３線式（　Ｖ） ・　低圧　単相　線式（　Ｖ）　・　低圧　単相　線式（　Ｖ）	(2-2.11.1) ～ (2-2.12.6)
	2　配線方式 3　ケーブル埋設シート 4　埋設深 5　メッセンジャー線 6　装柱機材 7　外灯設地 8　MH，HH　内支持材接地 9　接地極埋設標の省略 10　電柱名札	※　地中線式（※　管路式　・　直埋式）　・　架空式 ※　設ける。 ・　高圧ＧＬ－　ｍ　・　低圧ＧＬ－　ｍ ※　第２種亜鉛メッキ鋼撚線　mm^2 ・一般形　・耐塩形 ・単独　・共用 ・単独　※　共用 ※　以下の箇所について省略する（・　電柱　※　外灯　※MH、HH） ・省略しない ※　設ける	[2-2.13.1] ～ [2-2.14.6] (2-2.13.14) [2-2.15.14]
④ 接地	1　種別 2　施工方法 3　接地極	・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種　・　Ｄ種　・　避雷器用 ・　ＥＬＣＢ ・一括　・単独　・メッシュ ・接地極埋設　・　構造体利用　・　補助接地極	(2-2.13.1) [2-2.15.1]
⑤ 電灯設備	1　電気方式 2　配線用遮断器 3　非常用照明電源 4　フロアコンセント 5　予備ﾌﾞﾚｰｶｰ･ｽﾍﾟｰｽ 6　積算計器	幹線　・　単相３線式　２００Ｖ／１００Ｖ　・　直流２線式　１００Ｖ 分岐　・　単相２線式（・　１００Ｖ　・　２００Ｖ）　・　直流２線式　１００Ｖ 定格遮断電流は、最小のもので対称値（　　Ａ）以上とする。 ・　電池内蔵形　・　電源別置形 ・　収納形　・　上下動形 予備ﾌﾞﾚｰｶｰ（ ※　２０％　・　　）　ｽﾍﾟｰｽ（ ※　なし　・　　） ・　無検定　・　検定付	(2-2.14.1) [2-2.16.1]
⑥ 動力設備	1　電気方式 2　電動機の接地 3　配線用遮断器 4　予備ﾌﾞﾚｰｶｰ･ｽﾍﾟｰｽ 5　積算計器	幹線　・　３相　３線式　・ 電圧　・　２００Ｖ　・４００Ｖ ・　単独接地　・　共同接地（・　共通母線式　・　金属管接地式） 定格遮断電流は、最小のもので対称値（　　Ａ）以上とする。 予備ﾌﾞﾚｰｶｰ（ ※　２０％　・　　）　ｽﾍﾟｰｽ（ ※　なし　・　　） ・　無検定　・　検定付	(2-2.15.1) [2-2.17.1]
⑦ 雷保護設備	1　受雷部 2　避雷導線 3　接地極	・　突針　・　水平導体又はメッシュ導体　・　構造体利用 ・　引下げ導線　・　構造体利用 ・　環状接地極　・　板状接地極　・　基礎接地極 ・　網状接地極　・　垂直接地極　・　放射状水平接地極	(2-2.17.1) (2-2.17.4) [2-2.19.1]
	4　外部雷保護 5　内部雷保護システム	・　レベルⅠ　・　レベルⅡ　・　レベルⅢ　・レベルⅣ ・　あり　・　なし	
⑧ 受変電設備	1　電気方式 2　区分開閉器	○ ３相３線式　○ ６ｋＶ 種類　・　気中　・　ガス 地絡継電器　・方向性　・　無方向性　・	(3-1.1.1) ～ (3-2.3.3)
	3 盤形式 4 主遮断装置 5 操作方式 6　変圧器 7 高圧コンデンサ 8 リアクトル 9　避雷器 10　絶縁監視装置 11　積算計器	○ キュービクル形　・高圧ｽｲｯﾁｷﾞｱ　・開放形 ○ ＣＢ形（○ 真空　・ガス）　・ＰＦ－Ｓ形 ・電動ばね　○ 手動ばね　・電磁 ・油入　・モールド　・高効率形 ○ 油入　・ガス絶縁　・モールド ・油入　○ モールド ・２．５kA　・５kA　・１０kA　・ＳＰＤｸﾗｽⅠ ・あり　・なし ・無検定　※　検定付	
⑨ 静止形電源設備	1　直流電源装置	用途　・非常用照明器具電源及び受変電設備制御電源共用 ・受変電設備制御電源専用 ・	(4-1.1.1) ～ (4-3.3.2)
		蓄電池　・ＨＳ形鉛蓄電池　・ＭＳＥ形鉛蓄電池 ・長寿命ＭＳＥ形鉛蓄電池　・リチウム二次電池 整流器容量（　　Ａ）　負荷補償装置（　　Ａ）	[4-1.1.1] ～ [4-2.4.2]
	2　ＵＰＳ装置	用途（　　） 出力電気方式　・単相２線式　・単相３線式　・３相３線式 出力電圧　・１００Ｖ　・１００Ｖ／２００Ｖ　・２００Ｖ 定格出力（　　ｋＶＡ） 補償時間（　　分以上） 給電方式　・常時ｲﾝﾊﾞｰﾀ　・ラインインタラクティブ　・常時商用給電	
⑩ 発電設備	1　形式 2　用途 3　発電機	・　キュービクル式　・　簡易式　・　オープン式 ・　防災電源　・ 電気方式　・　３相３線式　・　単相２線式　・　単相３線式 電圧　・１００Ｖ　・２００Ｖ　・２００Ｖ／１００Ｖ　・ 周波数　・５０Ｈｚ　・６０Ｈｚ 回転数　・１５００min⁻¹　・３０００min⁻¹　・ 定格出力（　　ｋＷ以上　　ｋＶＡ以上）	(5-1.1.1) ～ (5-1.4.13)
	4　原動機	種類　・ディーゼル機関　・ガスタービン　・ガス機関 ・マイクロガスタービン　・その他（　　） 定格出力（　　ｋＷ以上） 始動方式　・電気方式　・空気式 冷却方式　・水循環式　・ラジエータ式 始動時間　※　４０秒以内　・１０秒以内 始動用蓄電池　・長寿命ＭＳＥ（　Ａｈ）　・	[5-1.1.1] ～ [5-2.2.10]
	5　燃料 6　制御方式 7　燃料小出槽 8　主燃料槽 9　排気系統配管 10 ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ装置 11　太陽光発電	・　軽油　・Ａ重油　・灯油 ・　自動式　・手動式 （　　Ｌ） （　　Ｌ）　・専用　・共用 排気管の断熱材（ ※　ロックウール　・　　）　厚さ　mm ・　あり　・なし 太陽電池　・結晶系シリコン太陽電池　・アモルファスシリコン太陽電池 出力（　　ｋＷ） 系統連系　・あり　・なし	(5-1.6.1) [5-2.4.1] (5-1.7.1) [5-2.5.1] (5-1.5.1) (5-1.8.1) (5-1.9.1) [5-2.3.1] [5-2.6.1] [5-2.7.1]
	12　その他発電設備	・　あり　（　　発電）　・　なし	
⑪ 構内通信線路	1　配線方式 2　ケーブル埋設シート 3　埋設深 4　メッセンジャー線	※　地中線式（※　管路式　・　直埋式）　・　架空式 ※　設ける。 ＧＬ－　ｍ ※　第２種亜鉛メッキ鋼撚線　mm^2	(6-2.10.1) ～ (6-2.11.4) (6-2.12.1) ～ (6-2.13.4)
⑫ 構内情報通信設備	1 ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ 2　ポート数 3　通信プロトコル 4 PoE 5 無線LAN	・10BASE-（Ｔ，Ｆ）・100BASE-（ＴＸ，ＦＸ）・1000BASE-（Ｔ，ＳＸ，ＬＸ） ・2.5GBASE-T　・5GBASE-T　・10GBASE-（ＳＲ，ＬＲ，ＥＲ，LX4，Ｔ） ・（　　） ※ＴＣＰ／ＩＰ・（　　） 電力供給機器（・　　・　　） 通信方式　・１：１　・Ｎ：Ｎ　・１：Ｎ 最大伝送速度　・11Mbps　・54Mbps　・600Mbps　・6.9Gbps	(6-1.5.1) [6-2.16.1]
	6　時刻同期装置	・　標準電波　・公衆回線　・ラジオ放送　・ＧＰＳ ・　地上デジタル放送　・ＮＴＰサーバー	
⑬ 構内交換装置	1　交換装置 2　局線応答方式 3　局線種別 4　回線数 5　電話機取付台数 6　局線表示盤 7　保安器接地 8　付加サービス機能 9　電源装置 10　時刻同期装置	・　デジタルＰＢＸ　・ IP-PBX　・ＶｏＩＰサーバ　・ＶｏＩＰゲートウェイ ・　ボタン電話装置 ・　分散中継台方式　・　局線中継台方式　・ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ方式 ・ﾀﾞｲﾚｸﾄｲﾝﾀﾞｲﾔﾙ方式　・ﾀﾞｲﾚｸﾄｲﾝﾗｲﾝ方式 ・　デジタル　・　アナログ 局線　・　電話回線　（　　回線以上）　・専用回線　（　　回線以上） 内線　・　電話回線　（　　回線以上）　・データ端末等　（　　回線以上） ・　ボタン電話機（　台）　・　内線電話機（　台）　・　多機能電話機（　台） ・ＩＰ電話機（　台） （　　回線） ・　本工事　・　別途工事 ・　可変短縮ダイヤル　・　不在転送　・ ・　停電補償時間　　時間以上 ・　標準電波　・　公衆回線　・　ラジオ放送　・　ＧＰＳ ・　地上デジタル放送　・　ＮＴＰサーバー	(6-1.6.1) [6-2.16.1]
⑭ 情報表示設備	1 ﾏﾙﾁｻｲﾝ装置 2　出退表示装置 3　時刻表示装置	・　発光ﾀﾞｲｵｰﾄﾞ式情報表示盤　・　液晶式情報表示盤　・ ・ 表示方法　・発光ﾀﾞｲｵｰﾄﾞ式　・液晶式 表示盤　・壁掛形　・卓上形 親時計形式　・壁掛形　・ラック形　・自立形 回線数　　回線 時報子時計　親時計に　※　内蔵　・別置壁掛形 チャイム　親時計に　※　内蔵　・別置壁掛形　・時報子時計に組込 時刻補正（　　）	(6-1.7.1) [6-2.17.1]
⑮ 拡声設備	1　用途 2　増幅器 3　出力 4　マイクスタンド 5　アンテナ	・一般放送用　・非常放送用　・併用 ・卓上形　・キャビネットラック形　デスク形 （　　Ｗ） ・床上形　・卓上形（・　高さ調整式　・固定式） ・ホイップ　・ＦＭ（材質　　）　・ワイヤレスマイク用	(6-1.9.1) [6-2.19.1]
⑯ 誘導支援装置	1　種別 2　接続方式 3　通話方式 4　テレビインターホン	・障害者用インターホン　・外部受付用インターホン　・トイレ等呼出装置 ・インターホン　・テレビインターホン　・音声誘導装置　・受付呼出装置 ・親子式　・相互式　・複合式 ・交互通話式　・同時通話式 ・撮像範囲固定式　・撮像範囲調整式	(6-1.10.1) [6-2.20.1]
⑰ テレビ共同受信装置	1　通信用ＳＰＤ 2　アンテナ	・カテゴリＣ２　・カテゴリＤ１ ・ＵＨＦ（・全帯域用　・帯域（　　）））	(6-1.11.1) [6-2.21.1]
⑱ テレビ電波障害防除装置	1　ヘッドエンド 2　機器収容箱等	・鋼板製　・アルミ製 ・合成樹脂製　・アルミダイキャスト製　・鋳鉄製　・鋼板製	(6-1.12.1)
⑲ 監視カメラ装置	1　伝送方式 2　通信用ＳＰＤ 3　カメラ	・アナログ伝送方式　・ネットワーク伝送方式（ ※ＴＣＰ／ＩＰ　・　） ・デジタル同軸伝送方式 ・カテゴリＣ２　・カテゴリＤ１ ・レンズ（・　標準レンズ　・　広角レンズ　・　望遠レンズ　・　） ・電源供給方式（　　）	(6-1.13.1) [6-2.22.1]
	4　モニタ装置 5　録画装置	・解像度（　　） ・デジタル記憶媒体容量（　　）	
	6　時刻同期装置	・時刻補正機能（　　方式） ・標準電波　・公衆回線　・ラジオ放送　・ＧＰＳ ・地上デジタル放送　・ＮＴＰサーバー	
⑳ 火災報知・自動閉鎖・非常警報設備	1　受信機 2　副受信機 3　発信機 4　表示灯 5　消火栓ポンプ始動 6　感知器 7　連動制御器 8　自動閉鎖装置 9　非常警報装置 10　通信用ＳＰＤ	・（　型　級　回線）　・（・　単独　・　複合） ・（・　自立形　・壁掛形） ・（　回線）　・（・　単独　・　複合） ・（・　自立形　・壁掛形） ・専用給合盤（※　埋込形　・露出形）に組込 ・消火栓箱組込　・単独設置 ※　ＡＣ２４Ｖ　・　ＤＣ２４Ｖ　・　ＡＣ１００Ｖ ・発信機と連動　・　単独押しボタンを設置 ※　作動確認灯付とする ・（　回線）　・（・　単独　・　受信機と一体） ・防火戸用（※　本工事　・　別途） ・防火シャッター用（・　本工事　※　別途）　・（※　磁石式　・　レリーズ式） ・防火ダンパー用（・　本工事　※　別途） ・機器一体形　・各機器単独設置　・緊急地震放送対応 ・カテゴリＣ２　・カテゴリＤ１	(6-1.16.1) [6-2.25.1] (6-1.18.1) [6-2.27.1] (6-1.17.1) [6-2.26.1]
㉑ ガス漏れ火災警報設備	1　受信機 2　検知器 3　中継器	・本工事　・別途 ・（　形　回線　※　火報盤と一体形　・　単独） ・都市ガス用　・ＬＰガス用 ・（　回線）	(6-1.19.1) [6-2.28.1]
㉒ 防犯設備	1　工事範囲 2　受信機 3　警戒方式	・配管工事　・機器実装 ・（　回線） ・マグネット式　・赤外線式	(6-1.15.1) [6-2.24.1]
㉓ 試験	① 機材の試験	標準仕様書によるほか，次のものを追加する。 ・ ・	(1-1.5.7) [1-1.6.8]
	② 施工の試験	標準仕様書によるほか、次のものを追加する。 ・一般照明照度測定（改修は工事前後の測定を行うこと） ※　文部科学省学校環境衛生基準　・ＪＩＳ照度基準 ・化学物質の濃度測定　測定する化学物質の種類（　　） 測定方法（　　） 測定対象室及び測定箇所数（　　） ⑦ 総合動作試験	[2.2.20]
㉔ 臨時検査	1　対象機器	本工事にて次の機器を工場で行う臨時検査対象とする。 ・ ・	

電気設備　特記仕様書（１）
Ver.030401

涌井電気設備設計室
〒９５０－０９８２
新潟県新潟市中央区堀之内南１丁目３１－１　第２江口ビル２階
電話０２５－２４５－９９１０

公益財団法人　燕三条地場産業振興センター

工事名	図名	
メッセピア高圧受電設備改修 工事	特記仕様書（１）	
	年月日 2021．9	縮尺 A1：N．S　図面番号 E－1

章	項目	特記事項	根拠項目
15 追加特記事項	1　公共事業労務費調査 2　工事監理方式 3　適用基準等 4　総合図 5　工事成績評定 6 アスベスト含有の建材 7　中間技術検査	※　協力する。 共同監理　・　あり　※　なし ・営繕工事電子納品要領（案）　（国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修） ※　工事運行マニュアル（新潟県土木部都市局営繕課作成） ※　作成する　・　作成しない 受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。（様式等は工事運行マニュアルによる。） アスベスト含有の建材は使用しない。 ただし、やむを得ずアスベスト含有建材を使用する場合は事前に監督員と協議を行うこと。 低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を１回実施する。 検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。	

＜表－１＞　設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説　平成８年版」による耐震安全性の分類			
		・　特定の施設（　・　甲類　・　乙類　）		⊙ 一般の施設（ ⊙ 乙類　）	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機　器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振支持の機器	２．０	２．０	２．０	１．５
中間階	機　器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振支持の機器	１．５	１．５	１．５	１．０
地下・１階	機　器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振支持の機器	１．０	１．０	１．０	０．６

重要機器　：　⊙ 配電盤　・　発電装置　・　直流電源装置　・　交流無停電電源装置
・　交換機　・　火災報知受信機　・　中央監視装置　・

上層階の定義　：　２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、
１３階建以上の場合は上層４階とする。

＜表－２＞　あと施工アンカー

１　共通事項	（１）　既設のインサート及びアンカーボルトは原則として使用しない。やむを得ず既設のインサート及びアンカーボルトを再利用する場合は、状態及び強度をよく確認し、十分に清掃してから使用する。 また、引張強度の確認試験については次による。 （　　） （２）　あと施工アンカーについては機械設備工事標準図（施工１９）による。 （３）　穿孔作業には、専用ドリル、振動ドリルやハンマードリル等を使用し、必要埋設深さを確保するため、穿孔深さのドリルへの表示やストッパー付きドリルの使用等を行う。
２　重要機器用のあと施工アンカー	（１）　重要機器の耐震固定等に使用するあと施工アンカーは金属拡張アンカー又は接着系アンカーとし、耐震計算にて選定を行う。 （２）　金属拡張アンカーの仕様は、次による。 （ア）　金属拡張アンカーは、（社）日本建築あと施工アンカー協会の金属系あと施工アンカー品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 （イ）　金属拡張アンカーのセット方式は、図示による。図示がなければ、本体打込み式とする。 （ウ）　金属拡張アンカー本体の径及び埋め込み深さは、図示による。 （エ）　ダホ筋の種類、径及び長さは図示による。 （３）　接着系アンカーの仕様は、次による。なお、次により施工が困難な場合は、監督員と相談すること。 （ア）　接着系アンカーは、（社）日本建築あと施工アンカー協会の接着系あと施工アンカー品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 （イ）　接着系アンカーは、カプセル型とし、接着剤の材質及びカプセルの種類は図示による。 （ウ）　接着系アンカーの埋込深さ及び許容引抜荷重については、機械設備工事標準図（施工１９）による。 （４）　あと施工アンカーの施工には、工事内容に相応した施工の指導を行うあと施工アンカー技術管理士又は主任技士を置く。 （５）　あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有する主任技士又は第１・２種あと施工アンカー施工士とする。 （６）　あと施工アンカーの撤去は、専用の工具を使用し、構造物に影響を与えないようにすること。

＜表－３＞　用語の説明

（１）「撤去」とは、既存物を壊し取ること。
（２）「取外し」とは、再使用を考慮して、丁寧に外すこと。
（３）「撤去・新設」とは、既存物を撤去し、新たな物を設置すること。
（４）「取外し・再取付」とは、既存物を取外し、同じ物を取付けること。　［１－１．４．３］
（５）「備品移動」とは、工事の施工に支障となる備品を一時別の場所に保管し、
工事終了後に元の場所に戻すこと。

＜表－４＞　発生材の処理等

１．再生資材の利用
再表資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	場　格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備　考

２．建設発生土の利用
盛土等に使用する発生土は、下表の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工　事　名	発生場所	施工会社名・連絡先	備　考

３．建設発生土の搬出
工事の施工により発生する建設発生土は、下表の場所に搬出すること。

受入工事名／施設名称				
工事場所／施設所在地				
連絡先				
仮置場所の有無				
備　考				

４．建設廃棄物の搬出
工事の施工により発生する廃棄物は、下表の場所に搬出するものとし積算している。

搬出する廃棄物名				
処理施設名称				
施設所在地				
連絡先				
備　考				

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。
５．建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、　同法第１８条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。
６．自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。
７．協議について
建設工事事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

＜表－５＞工事区分表
注）　原則○印を適用する。
ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を必要とする施工者に適用する。

項　目		建	電	空	衛	昇			備　考
躯　体　関　係									
１．RC造（梁・壁・床）の貫通孔・開口部	貫通スリーブ材及び取付け	○	○	○	○	○			
	補強を要する型枠材及び取付け	○							
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○	○			防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の墨出し	○	○	○	○	○			防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の補強	○							
	スリーブ・型枠の穴埋め	○	○	○	○	○			
２．S・SRC造・はり貫通口	S・SRC造貫通鋼管鋼管スリーブ・補強	○							
	使用されたスリーブの穴埋め	○	○	○	○	○			
	予備スリーブの穴埋め	○	○	○	○	○			
３．設備機器の基礎	建築設計図に記入のあるもの	○							
	室内の基礎（建築設計図に記入のないもの）		○	○	○				
	屋外・屋上の基礎	○							
	屋上基礎で押さえコンにアンカーしない軽機なもの		○	○	○				
	機器取付け用アンカー・架台		○	○	○				
	屋内受水タンク用の基礎	○							
仕　上　げ　関　係									
軽鉄天井・壁下地	補強を用するボードの切り込み及び下地の補強	○							
	補強を用しないボードの切り込み		○	○	○				
	開口部の墨出し		○	○	○				
電　気　関　係									
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地線共）			○	○				二次側
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		○						一次側
	機器と付属操作スイッチの取付け及び渡り配管配線			○	○				
その　他（工事区分を特に間違えやすい項目）									
天井材の取外し再取付	各種配管配線作業用	○	△	△	△				小規模は監督員と協議
床はつり補修	各種配管配線作業用	○	△	△	△				小規模は監督員と協議
流し台、ガス台		○							
便所手洗いカウンター		○							衛生陶器は衛生設備
洗面化粧台					○				
誘導標識		○							誘導灯は電気設備
ガス漏れ警報器					○				ガス漏れ火災警報設備は電気設備
24H換気扇	機器納入				○				
連動スイッチ	取付		○						
湯沸器	機器納入				○				
連動スイッチ	取付		○						
上記以外換気扇スイッチ	機器納入、取付		○						

＜表－６＞機器取付高
機器取付高は、下表を標準とする。ただし、監督員の指示により変更することがある。

	名称		測点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器		地上・上端	※　2,000
	引込開閉器		〃	※　1,800
電灯	分電盤		床上・中心	※　1,500(上端1,900以下)
	タンブラスイッチ	（一般）	〃	※　1,300
	〃	（身障者用）	〃	※　900~1,000
	コンセント	（一般）	〃	※　300
	〃	（和室）	〃	※　200
	〃	（台上）	台上・中心	※　150
	ブラケット	（一般）	床上・中心	※　2,100
	〃	（踊場）	〃	※　2,500
	〃	（鏡上）	鏡端・中心	※　150
	〃	（浴室）	床上・中心	※　天井高×0．9
	非常照明器具用遮断器		-	※　1,200
	避難口誘導灯		床上・下端	※　1,500以上
	廊下通路誘導灯		床上・上端	※　1,000以下
動力	壁掛型制御盤		床上・中心	※　1,500
	手元開閉器		〃	※　1,500(上端1,900以下)
	操作スイッチ・押ボタン		〃	※　1,300
電話	室内端子盤		床上・下端	※　300
	中間端子盤		床上・中心	※　1,500
	保安器箱		〃	※　天井高×0．9
	壁掛位置ボックス	（一般）	床上・中心	※　300
	〃	（和室）	〃	※　200
時計	壁掛形親時計		床上・中心	※　1,500(上端1,900以下)
	子時計		〃	※　天井高×0．9
拡声	壁掛形スピーカー		床上・中心	※　天井高×0．9
	壁付音量調整器		〃	※　1,300
表示・電鈴	表示盤		床上・中心	※　天井高×0．9
	壁付発信器		〃	※　1,300
	ブザー・ベル		〃	※　天井高×0．9
	押ボタン	（一般）	〃	※　1,300
	〃	（身障者用）	〃	900~1,000
インターホン	壁付インターホン		床上・中心	※　1,300
	身体障害者用		〃	※　1,000
	壁付位置ボックス	（一般）	〃	※　300
	〃	（和室）	〃	※　200
テレビ	機器収容箱		床上・中心	※　1,500
	テレビアウトレット	（一般）	〃	※　300
	〃	（和室）	〃	※　200
火災報知器	受信機・副受信機		床上・操作部	※　800~1,500
	専用総合盤		床上・中心	
	発信器		〃	
	ベル		〃	2,300
	消火栓・表示灯		〃	※　2,100
	試験器		〃	※　1,500
ガス警報器	ＬＰガス用		床上・上端	※　３００以内
	都市ガス用		天井面・下端	※　３００以内

電気設備　特記仕様書（２）
Ver.030401

涌井電気設備設計室
〒９５０－０９８２
新潟県新潟市中央区堀之内南１丁目３１－１　第２江口ビル２階
電話０２５－２４５－９９１０

公益財団法人　燕三条地場産業振興センター

工事名　メッセピア高圧受電設備改修　工　事

図名　特記仕様書（２）
年月日　２０２１．９　縮尺　Ａ１：Ｎ．Ｓ　図面番号　Ｅ－２

○追加特記（部・課共通事項）

※現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

1 現場代理人の兼任	・ 認めない ・ 認める（ ・金額上限なし ・兼任工事との合計額が７，０００万円未満であること） 指定工事がある場合＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事
2 常駐を免除することができる期間	現場代理人の常駐を免除することができる期間は以下のとおり（ただし、現場代理人が本工事と本工事以外の工事を兼任している期間は、以下の期間であっても常駐を免除しない。） 常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。 ・ 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 ・ 建設工事請負基準約款第２１条第１項又は第２項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間 ・ 以下のものの工場製作等のみが行われている期間 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ・ 現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと認めた期間 ※「現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置について」は下記の新潟県ホームページを参照。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356751775411.html)

※主任技術者又は監理技術者の専任に関する特記仕様書

1 専任を要しない期間	専任を要しない期間は、以下のとおりであり、具体的な期間はあらかじめ特記仕様書に明記する場合を除き、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにて工事打合簿に定める。 1．現場施工に着手するまでの期間 現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間をいう。） 2．検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等の期間。 3．現場施工着手後の期間 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止する期間や、その他、専任の必要がないと認められる期間。 4．工事カルテの登録変更 上記１、３で定める専任を要しない期間は、受注者の要請があった場合に定めるものとし、専任する期間の変更が生じた毎に登録変更の手続きを行うこと。
2 専任を要しない期間の指定	・ あらかじめ明記する場合は、以下の期間とする。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する特記仕様書

本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

※設計変更及び工事一時中止に係る特記仕様書

設計変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款第１９条～第２５条によるところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン」の準用、及び「工事一時中止に係るガイドライン」によることとする。

※排ガス対策型建設機械等に関する特記仕様書

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成１７年法律第５１号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正 平成２２年３月１８日付け国総施第２９１号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成１８年３月１７日付け国土交通省告示第３４８号）」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成１８年３月１７日付け国総施第２１５号）」に基づき指定された排ガス対策型建設機械を使用するものとする。

ただし、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ｶﾞｽ浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいは建設技術審査証明事業により評価された排出ｶﾞｽ浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

機　種	備　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ　・トラクタショベル（車輪式）　・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式）　・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット類 （以下に示す基礎工事用機械のうち、ﾍﾟｰスマシンとは別に独立したﾃﾞｨｰｾﾞﾙエンジﾝ駆動の油圧ユニットを搭載するもの 油圧ハンマ・ﾊﾞｲﾌﾞﾛハンマ・油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、ｱｰｽｵｰｶﾞ、ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機、ﾘﾊﾞｰｽｻｰｷｭﾚｰｼｮﾝﾄﾞﾘﾙ ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシングﾞ掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ※上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ ｴﾝｼﾞﾝ （ｴﾝｼﾞﾝ出力7．5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械に限る。

○追加特記（部・課共通事項）

※請負工事における電子納品に関する特記仕様書

1 電子納品	・実施する ※実施しない 新潟県ＣＡＬＳ／ＥＣ整備行動計画（アクションプログラム）に基づく電子納品対象工事は、以下の各項により履行するものとする。 1　受注者は、契約期間中に監督員と協議を行う場合、新潟県ＣＡＬＳシステム（以下「ＣＡＬＳｼｽﾃﾑ」という。URL：http://www.niigata.pref.cals-ec.jp/）を利用して電子協議[注1]を行わなければならない。 2　受注者は、ＣＡＬＳシステムを利用して、監督員との協議に従い工事完成図書の一部について、電子納品[注2]を行わなければならない。 3　工事完成図書の提出方法および提出部数については、電子成果品としてＣＤ－Ｒ２部（枚）および紙による成果品として１部納品するものとする。なお、電子成果品のうち、「新潟県ＣＡＬＳシステムで交換された書類（打合せ簿等）」、「写真」、「参考図」については、電子成果物のみの納品とするが、それ以外の書類を電子成果品にて納品した場合は、紙による納品も追加するものとする。 4　受注者は、ＣＡＬＳシステムを利用して電子協議および電子納品を行うため、インターネットが利用できる機器および電子納品のデータを作成するための機器を用意しなければならない。 5　監督員が受注者に口頭、電話・電子メール等で指示等を行った場合、後日ＣＡＬＳシステムにより監督員と受注者の両者が指示内容を確認するものとする。 6　受注者は、ＣＡＬＳシステムの利用料を、新潟県よりＣＡＬＳシステム運営業務を受託している者に支払うこと。なお、ＣＡＬＳシステム利用料として、新潟県ＣＡＬＳシステム利用登録料を別途積上げ計上している。 7　ＣＡＬＳシステムの利用料を支払った時は、すみやかに監督員に支払の事実を報告し確認を受けること。また、支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を工事完了時に提出すること。 8　上記以外の電子協議および電子納品に関する詳細な事項については、受発注者協議にて定めるものとする。
2 電子検査	・実施する ※実施しない 電子検査に係わる詳細な事項については、別途県が公表する[注3]「新潟県電子検査実施要領」による。 （注１）電子協議とは、指示・承諾・協議・提出・提示・報告・通知等を、電子化された書面及びその他資料（図書等）にて行うことをいう。 （注２）電子納品とは、工事完成図書等の最終成果を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、別途県が公表する[注3]新潟県策定の「新潟県電子納品実施要領」に基づいて作成された電子データを指す。 （注３）新潟県ＣＡＬＳ／ＥＣホームページにて公表する。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1197303328963.html

※県内調達に関する特記仕様書

1．受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。また、受注者は、技能労働者の労働条件改善を図るため、労務単価の改善等に努めること。なお、県内企業とは県内に本社・本店を置く建設企業者をいう。

2．受注者は、本工事の施工に関する下請契約において、一次、二次以降問わず県外企業を採用する場合は、着手前にその下請契約先と採用理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外企業を使用しない場合は「該当無し」と記入して提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること（県外企業とは県内企業以外をいう）。

3．受注者は、本工事に使用する材料について、県内資材で確保できる場合はその優先使用に努めるものとする。
なお、県内資材とは以下に該当するものをいう。
（1）　製造した企業の本社・本店の所在を問わず、県内の工場で製造されたもの。
（2）　製造された場所を問わず、県内に本社・本店のある企業が製造したもの。

4．受注者は、県外資材の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先調達に努めるものとする。
なお、県外資材とは県内資材以外をいう。

5．受注者は、本工事に使用する材料について、県外資材を使用した場合は、「工事材料使用承諾願」の提出時、その資材名と県内資材を使用しない理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外資材を使用しない場合は「該当無し」と記入して提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること。

6．「調達報告書」は新潟県ホームページから最新のものをダウンロードし、電子データ（ＥＸＣＥＬ形式）で提出すること。　なお、記入に当たってはホームページに掲載されている記入例を参照すること。
掲載場所（ http://www.pref.niigata.lg.jp/gijutsu/1201539661625.html ）

※防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する特記仕様書

1 ゴム製品等の品質確認等	受注者は、東洋ゴム化工品（株）、ニッタ化工品（株）で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品（株）、ニッタ化工品（株）と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 試験名 ／ 計測項目 通常状態での試験（常態試験） ／ 硬さ、比重、引張強度、伸び 熱老化試験 ／ 熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び） 圧縮永久ひずみ試験 ／ 圧縮による残留歪み 製品検査 ／ 外観、寸法、性能
2 ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い	第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

○追加特記（部・課共通事項）

※地域保全型工事（建築一式工事、電気工事及び管工事）に係る特記仕様書

1 地域保全型工事の適用	・対象工事である 本工事は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の管内として扱う。 ※対象工事でない
2 地域保全型工事の実施	1 下請負する場合 （1）　工事の品質確保、安全性の確保、公正な契約締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。 （2）　工事を落札した建設業者（以下「直接元請負人」という。）は、原則として、管内に本店又は支店を有する下請負人へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。ただし、これによりがたい場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。 （3）　直接元請負人は、（4）及び（5）の条件の履行の確保を図るため、工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者（以下「下請負人指導責任者」という。）を配置し、下請負人指導責任者配置届（様式１）を工事着手届に併せて監督員へ提出すること。 ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。 （4）　直接元請負人は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保等に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」（様式２）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式３）により、建設業法令遵守状況を点検すること。 （5）　直接元請負人は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険・建退共等への加入について指導すること。また、賃金については、公共工事設計労務単価と比べて合理的理由なしに著しく下回ることのないよう指導すること。 （6）　直接元請負人は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙又は退職金ポイントを適正に交付若しくは充当するとともに、１件あたりの契約金額が５００万円（消費税等相当額を含む。）以上の場合は、工事が完了したときに、発注機関へ「建設業退職金共済証紙購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式４－１及び様式４－２）又は「建設業退職金共済退職金ポイント購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式５－１及び様式５－２）を提出すること。 （7）　直接元請負人は、県の前金払い・中間前金払い・部分払い制度及び「地域建設業経営強化融資制度」などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を巡る紛争が生じないように努めること。 （8）　直接元請負人は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注機関へ提出すること。 2 下請負しない場合 １件あたりの契約金額が５００万円（消費税等相当額を含む。）以上のときは、工事が完了したときに、発注機関へ「建設業退職金共済証紙購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式４－１）又は「建設業退職金共済退職金ポイント購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式５－１）を提出すること。 3 報告書の様式 各種報告書等は、新潟県ホームページから最新のものをダウンロードすること。 掲載場所 http://www.pref.niigata.lg.jp/dobokukanri/1194797758071.html

※埋設配管・配線切断事故防止措置等に関する特記仕様書

1 対象作業
既存建物の躯体内の埋設配管・配線を切断する恐れのある作業
あと施工アンカー、カッター入れ、はつり、解体、コア抜き等
なお、地下の既設配管等の安全確保は改修工事標準仕様書（建築工事1．3．7（d）、電気設備工事1．3．5（d）、機械設備工事1．3．5（e））による。

2 事故防止措置等
① 事前調査
既存図面及び施設管理者からの聞き取りにより、埋設配管・配線の位置を事前に確認すること。
② 作業前調査
非破壊検査（電磁波レーダー法、電磁誘導法、Ｘ線法）により、埋設配管・配線の位置出しを行うこと。
③ 迂回措置
上記①～②によっても埋設配管・配線の位置が確認出来ない場合は、切り回し等の迂回措置を検討すること。
④ 被害防止措置
（ア）原則、工事範囲内の各種設備の供給は、既存ブレーカー、バルブ等で停止すること。
（イ）工具は、メタルセンサー付き、またはメタルセンサー付き電工ドラムに接続し使用すること。
（ウ）重要機器の配管・配線を切断する危険がある場合は、使用配管・配線の迂回や発電機設置等による措置を行うこと。
⑤ その他
配管工事のコア抜きに代えて、既存スリーブ廻りを手ハツリするなど、現地の状況を確認した上でリスクを回避する工法があれば、採用を検討すること。

3 監督員の承諾
対象作業のある工種は工種別施工計画書に事故防止措置等を記載すること。
なお、事故防止措置等の費用は変更協議の対象とする。

4 事故発生時の報告
埋設配管・配線を誤って切断した場合は、直ちに作業を中止し、監督員に報告し、指示を受けること。

○追加特記（部・課共通事項）

※建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書

1 建設現場の「快適トイレ」設置の適用	・ 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行案件である。 （1）　試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。 （2）　快適トイレの手配が困難である場合は、監督員と協議の上、本特記仕様書の対象外とすることができる。 ・ 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」（希望型）の試行案件である。 （1）　受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。 （2）　試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。 ・ 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行案件でない。 ※試行実施要領は新潟県ホームページから入手できる。 (http://www.pref.niigata.lg.jp/gijutsu/1356857978573.html)

※施工時期選択可能工事制度に係る特記仕様書

1 施工時期選択可能工事制度の適用	・ 本工事は、工事開始日を、発注者が指定する工事開始期限日の範囲内で受注者が任意に選択できる「施工時期選択可能工事制度」の対象工事である。 ※ 対象工事でない
2 工事開始期限日	工事開始期限日は、令和　年　月　日（契約締結予定日から　日以内）
3 留意事項	（1）落札者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札通知の日から起算して７日以内に工事開始日選択承認申請書により、発注者の承認を受けなければならない。 （2）契約締結日から工事開始日の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を要しない。 （3）コリンズの登録は、工事着手後に監督員の確認を受け、着手後、速やかに行うこと。 （4）工事開始日の前日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、工場製作等）を行ってはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備は可とする。 （5）落札通知の日から起算して７日以内に契約を締結すること。 （6）積算にあたっては、契約締結予定日を起算日とした工期日数分を工事期間としており、施工時期を選択することにより生じる経費（積雪寒冷地における冬期補正、除雪費等）については、受注者の負担とする。
4 その他	落札者が工事開始日の選択を希望し、発注者に承認された場合は、工事開始日から７日以内に工事に着手し、工事に着手したときは、速やかに「着手届」及び「工程表」を提出すること。 ※制度の試行要領、様式等は新潟県ホームページから入手できる。 (http://www.pref.niigata.lg.jp/dobokukanri/1356909107317.html)

※週休２日促進工事の特記仕様書

1 「週休２日促進工事」の適用	・ 本工事は、「週休２日促進工事（発注者指定方式）」の試行対象案件である。 受注者は、受注後速やかに『営繕工事における週休２日促進工事試行実施要領』に基づき、工事着手前に週休２日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場閉所（現場休息）の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し監督員の確認を得た上で、週休２日に取組むものとする。 工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。 ※ 本工事は、「週休２日促進工事（受注者希望方式）」の試行対象案件で、『営繕工事における週休２日促進工事試行実施要領』に規定する「４週８休以上」を前提に補正係数１．０５により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、週休２日の達成状況を確認し、４週８休に満たない場合、その達成状況に応じて労務費を補正し、請負代金額を変更する。 受注者は、受注後速やかに「週休２日促進工事」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。 協議により試行する場合は、『営繕工事における週休２日促進工事試行実施要領』に基づき行うものとする。 その他詳細は、試行実施要領（令和２年７月２０日以降適用）を確認すること。 ※試行実施要領は新潟県ホームページから入手できる。 (http://www.pref.niigata.lg.jp/gijutsu/1356857978573.html)

仕様書（共通事項）

涌井電気設備設計室
〒950－0982
新潟県新潟市中央区堀之内南１丁目３１－１　第２江口ビル２階
電話０２５－２４５－９９１０

公益財団法人　燕三条地場産業振興センター

工事名：メッセピア高圧受電設備改修　工事

図名：特記仕様書（3）

年月日：2021．9　縮尺：A1：N．S　図面番号：E－3

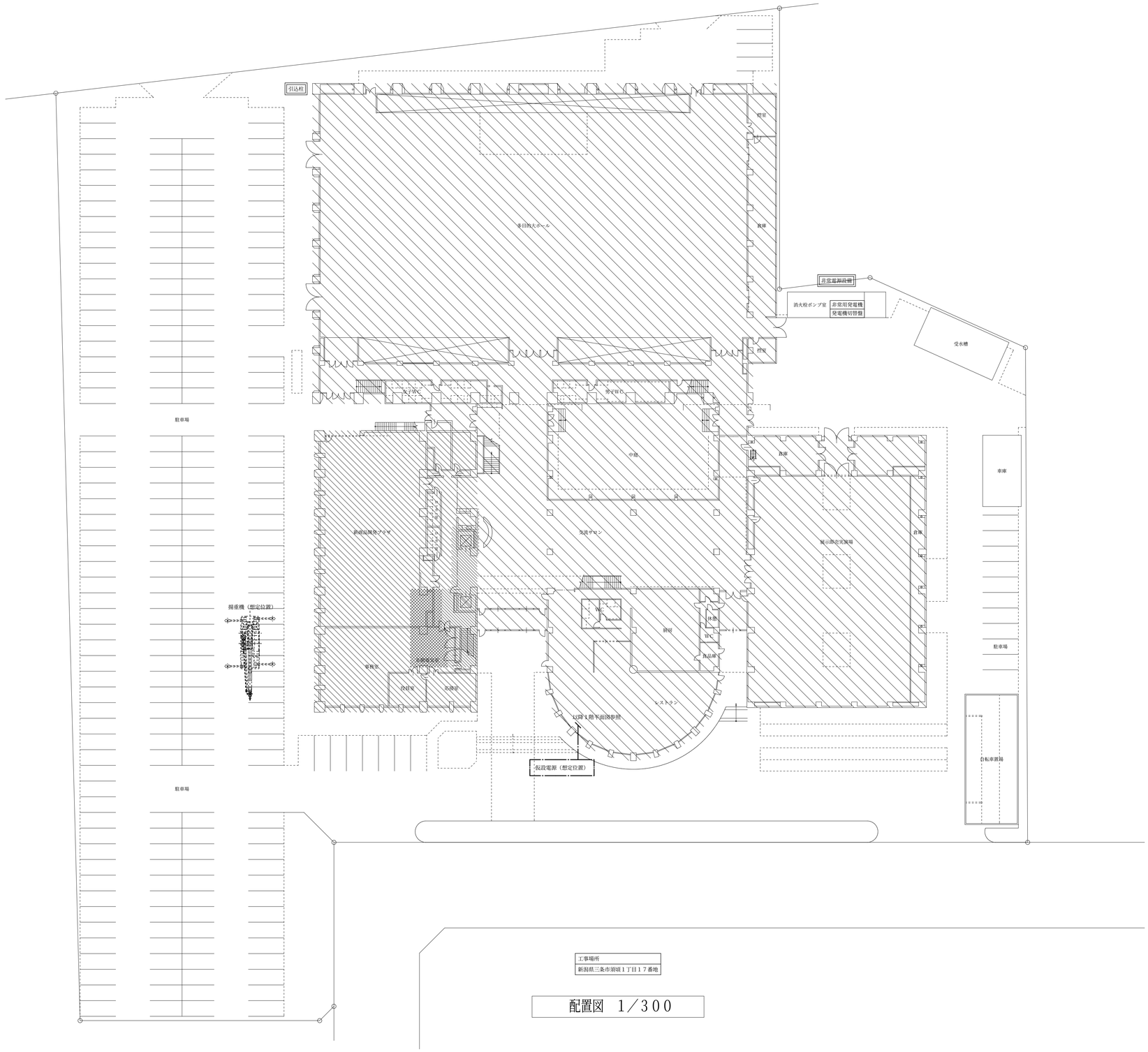

工事場所
新潟県三条市須頃１丁目１７番地

配置図　1／300

涌井電気設備設計室 〒950−0982 新潟県新潟市中央区堀之内南１丁目３１−１　第２江口ビル２階 電話０２５−２４５−９９１０	公益財団法人　燕三条地場産業振興センター	工事名 メッセピア高圧受電設備改修	工　事	図名 配置図
				年月日 2021.9 / 縮尺 A1：1／300 / 図面番号 E−4

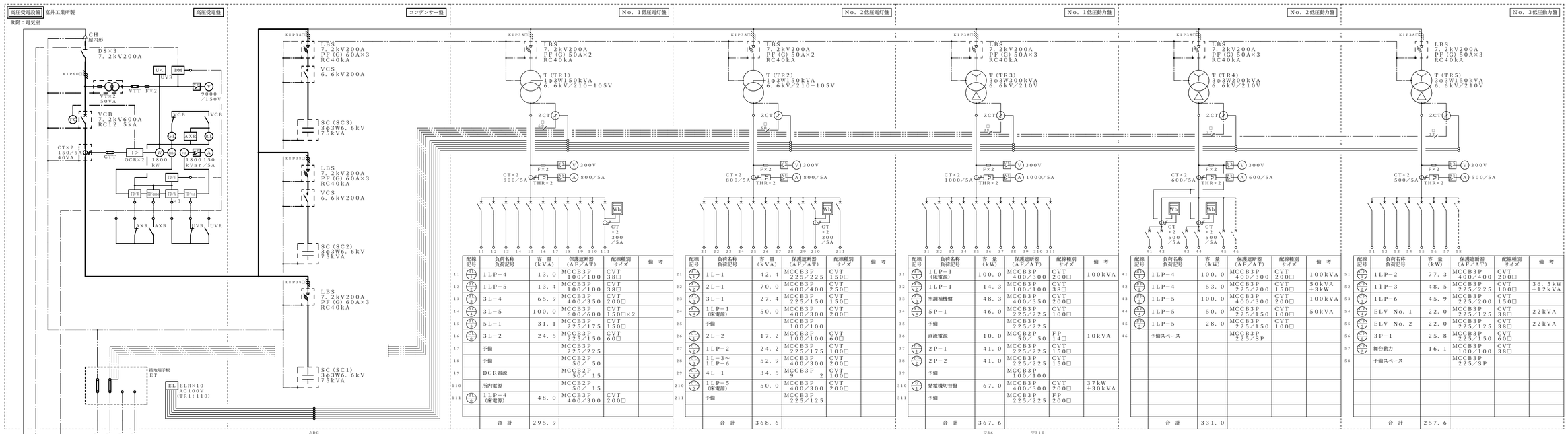

配線記号	負荷名称 負荷記号	容量(kVA)	保護遮断器(AF／AT)	配線種別サイズ	備考
11	1LP−4	13．0	MCCB3P 100／100	CVT 38□	
12	1LP−5	13．4	MCCB3P 100／100	CVT 38□	
13	3L−4	65．9	MCCB3P 400／350	CVT 200□	
14	3L−5	100．0	MCCB3P 600／600	CVT 150□×2	
15	5L−1	31．1	MCCB3P 225／175	CVT 150□	
16	3L−2	24．5	MCCB3P 225／150	CVT 60□	
17	予備		MCCB3P 225／225		
18	予備		MCCB3P 50／ 50		
19	DGR電源		MCCB2P 50／ 15		
110	所内電源		MCCB2P 50／ 15		
111	1LP−4 (床電源)	48．0	MCCB3P 400／300	CVT 200□	
	合計	295．9			

配線記号	負荷名称 負荷記号	容量(kVA)	保護遮断器(AF／AT)	配線種別サイズ	備考
21	1L−1	42．4	MCCB3P 225／225	CVT 150□	
22	2L−1	70．0	MCCB3P 400／400	CVT 250□	
23	3L−1	27．4	MCCB3P 225／150	CVT 150□	
24	1LP−1 (床電源)	50．0	MCCB3P 400／300	CVT 200□	
25	予備		MCCB3P 100／100		
26	2L−2	17．2	MCCB3P 100／100	CVT 60□	
27	1LP−2	24．2	MCCB3P 225／175	CVT 100□	
28	1L−3～1LP−6	52．9	MCCB3P 400／300	CVT 200□	
29	4L−1	34．5	MCCB3P 9 2	CVT 100□	
210	1LP−5 (床電源)	50．0	MCCB3P 400／300	CVT 200□	
211	予備		MCCB3P 225／125		
	合計	368．6			

配線記号	負荷名称 負荷記号	容量(kW)	保護遮断器(AF／AT)	配線種別サイズ	備考
31	1LP−1 (床電源)	100．0	MCCB3P 400／300	CVT 200□	100kVA
32	1LP−1	14．3	MCCB3P 100／100	CVT 38□	
33	空調補機盤	48．3	MCCB3P 400／350	CVT 200□	
34	5P−1	46．0	MCCB3P 225／225	CVT 100□	
35	予備		MCCB3P 225／225		
36	直流電源	10．0	MCCB2P 50／ 50	FP 14□	10kVA
37	2P−1	41．0	MCCB3P 225／225	CVT 150□	
38	2P−2	41．0	MCCB3P 225／225	CVT 150□	
39	予備		MCCB3P 100／100		
310	発電機切替盤	67．0	MCCB3P 400／300	CVT 200□	37kW ＋30kVA
311	予備		MCCB3P 225／225	FP 200□	
	合計	367．6			

配線記号	負荷名称 負荷記号	容量(kW)	保護遮断器(AF／AT)	配線種別サイズ	備考
41	1LP−4	100．0	MCCB3P 400／300	CVT 200□	100kVA
42	1LP−4	53．0	MCCB3P 225／200	CVT 150□	50kVA ＋3kW
43	1LP−5	100．0	MCCB3P 400／300	CVT 200□	100kVA
44	1LP−5	50．0	MCCB3P 225／150	CVT 100□	50kVA
45	1LP−5	28．0	MCCB3P 225／150	CVT 100□	
46	予備スペース		MCCB3P 225／SP		
	合計	331．0			

配線記号	負荷名称 負荷記号	容量(kW)	保護遮断器(AF／AT)	配線種別サイズ	備考
51	1LP−2	77．3	MCCB3P 400／400	CVT 200□	
52	1LP−3	48．5	MCCB3P 225／225	CVT 100□	36．5kW ＋12kVA
53	1LP−6	45．9	MCCB3P 225／200	CVT 150□	
54	ELV No．1	22．0	MCCB3P 225／125	CVT 38□	22kVA
55	ELV No．2	22．0	MCCB3P 225／125	CVT 38□	22kVA
56	3P−1	25．8	MCCB3P 225／150	CVT 60□	
57	舞台動力	16．1	MCCB3P 100／100	CVT 38□	
58	予備スペース		MCCB3P 225／SP		
	合計	257．6			

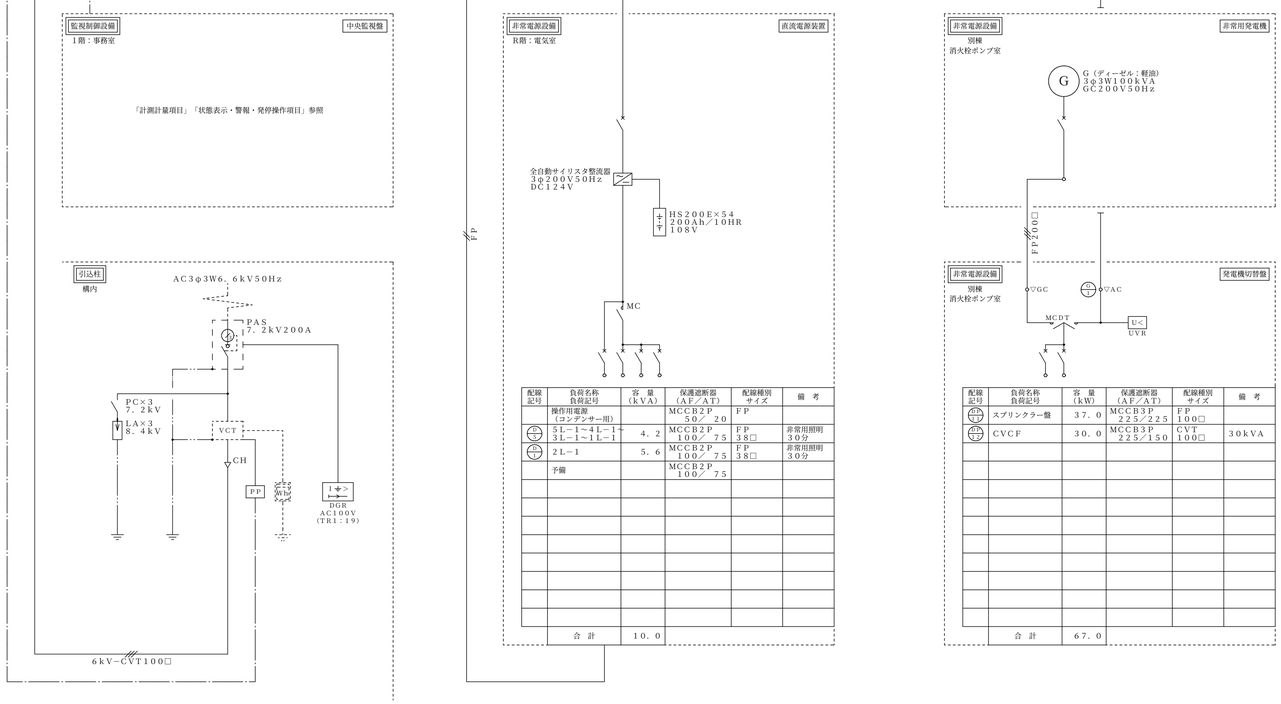

配線記号	負荷名称 負荷記号	容量(kVA)	保護遮断器(AF／AT)	配線種別サイズ	備考
	操作用電源 (コンデンサー用)		MCCB3P 50／ 20	FP	
	5L−1～4L−1～3L−1～1L−1	4．2	MCCB2P 100／ 75	FP 38□	非常用照明 30分
	2L−1	5．6	MCCB2P 100／ 75	FP 38□	非常用照明 30分
	予備		MCCB2P 100／ 75		
	合計	10．0			

配線記号	負荷名称 負荷記号	容量(kW)	保護遮断器(AF／AT)	配線種別サイズ	備考
	スプリンクラー盤	37．0	MCCB3P 225／225	FP 100□	
	CVCF	30．0	MCCB3P 225／150	CVT 100□	30kVA
	合計	67．0			

■ 凡 例 （細線及び明朝体文字は既設を示す）

記号	名称・摘要	仕様	記号	名称・摘要	仕様	記号	名称・摘要	仕様	記号	名称・摘要	仕様
PAS	高圧負荷開閉器 (架空引込用)	屋外開閉形気中開閉器 過電流ロック形	VT	計器用変圧器	モールド		電圧計切替スイッチ		DM	デマンド監視装置	
DGR	地絡方向継電器 (PAS付属品)	手動操作式 SOGトリップ装置付	CT	変流器	モールド		電流計切替スイッチ		PF	パルス検出器	
LA	避雷器		ZCT	零相変流器	モールド	V	電圧計		U-T	信号変換器	電圧
CH	ケーブル端末		VTT	試験用電圧端子		A	電流計		I-T	信号変換器	電流
DS	断路器		CTT	試験用電流端子		W	電力計		P-T	信号変換器	電力
VCB	真空遮断器	手動ばね 過電流引き外し	F	ヒューズ		cosφ	力率計	不平衡	cosφ-T	信号変換器	力率
LBS	高圧負荷開閉器		UVR	不足電圧継電器		Var	無効電力計		Var-T	信号変換器	無効電力
PF	限流ヒューズ		OCR	過電流継電器	静止形 瞬時要素付		電力量計（検定付）	積算電力量	○	盤内の外部配線端子	
VCS	高圧電磁接触器		ELR	漏電継電器	集合形						
			THR	熱動継電器		L	表示灯	赤	VCT	計器用変圧変流器	電気事業者品
T	変圧器	油入 屋内 自冷式	MC	電磁接触器		L	表示灯	緑		電力量計（検定付）	電気事業者品
SC	高圧進相コンデンサ	油入 屋内 放電装置付	MCDT	双投形電磁接触器		AXR	補助継電器		G	発電機（防災用）	キュービクル形
			MCCB	配線用遮断器			a接点			整流器	キュービクル形
							b接点				
						CT	引き外しコイル	VCB		蓄電池	

■ 姿 図 （参考図）

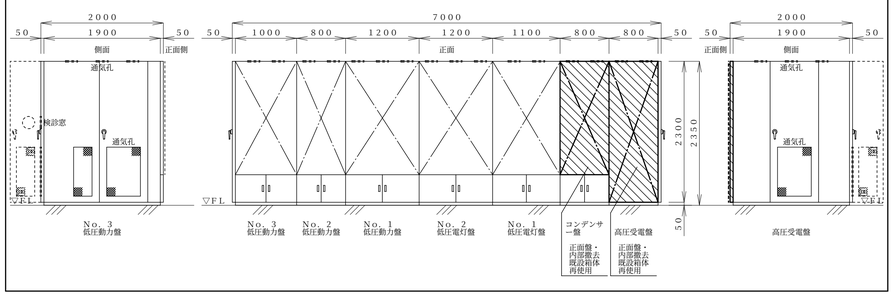

■ 計測計量項目

名称	器具	計測計量入力 アナログ	入力	出力	備考
受電電圧	TD／V	○	0～9000／150V	4～20mA	
受電電流	TD／A	○×3	0～150／5A	4～20mA	
受電電力	TD／W	○	0～1800kW	4～20mA	
受電力率	TD／cosφ	○	−0．5～1～+0．5	4～20mA	
受電無効電力	TD／var	○	LEAD／LAG：1kVar	4～20mA	

■ 状態表示・警報・発停操作項目

名称	器具	状態表示・警報 各盤 運転	停止	故障	中央監視 運転	停止	故障	ブザー	発停操作 各盤 手動	中央監視 遠方	備考
真空遮断器	VCB	○	○	−	○	○	−	−	○	−	無電圧a，b接点
不足電圧継電器	UVR	−	−	−	○	○	−	−	−	−	無電圧a，b接点
変圧器温度上昇	TR：ダイヤル温度計	−	−	目視×5	−	−	○×5	○	−	−	無電圧a接点 設定温度範囲0～100℃
変圧器負荷警報	THR	−	−	目視×5	−	−	○一括	−	−	−	サーマル接点
変圧器漏電	ELR	−	−	○×5	−	−	○一括	○一括	−	−	
進相コンデンサ	SC	−	−	○×3	−	−	○×3	○	−	−	リミットスイッチ
高圧電磁接触器	VCS	○×2	○×2	−	○×2	−	−	−	○×2	○×2	

■ 注 記

1．建設省営繕部電気設備工事仕様書（昭和60年度版）、日本工業規格（JIS）、日本電機工業会標準規格（JEM）、電気規格調査会標準規格（JEC）による。
2．仕様書等に記載の監督職員とは公益財団法人燕三条地場産業振興センターの指定する担当者とする。
3．停電作業は令和4年2月11日（金：祝日）から12日（土）迄の二日間とする。但し、監督職員との協議により13日（日）も停電作業可能とする。
4．細線及び明朝体文字は既設再使用、太線及びゴシック体文字は既設撤去を示す。
5．盤内には内部照明を盤ごとに設け、点灯・消灯はドアの開閉による。保守点検用コンセントを設ける。（改修対象撤去）
6．高圧進相コンデンサは微量PCB廃電気機器として分析依頼中のため、含有していない前提での処分費等を計上とする。（分析結果により含有の場合は別途対応）

涌井電気設備設計室
〒950−0982
新潟県新潟市中央区堀之内南1丁目31−1 第2江口ビル2階
電話025−245−9910

公益財団法人 燕三条地場産業振興センター

工事名	図名	
メッセピア高圧受電設備改修 工事	高圧受電設備図（改修前）	
年月日 2021．9	縮尺 A1：N．S	図面番号 E−5

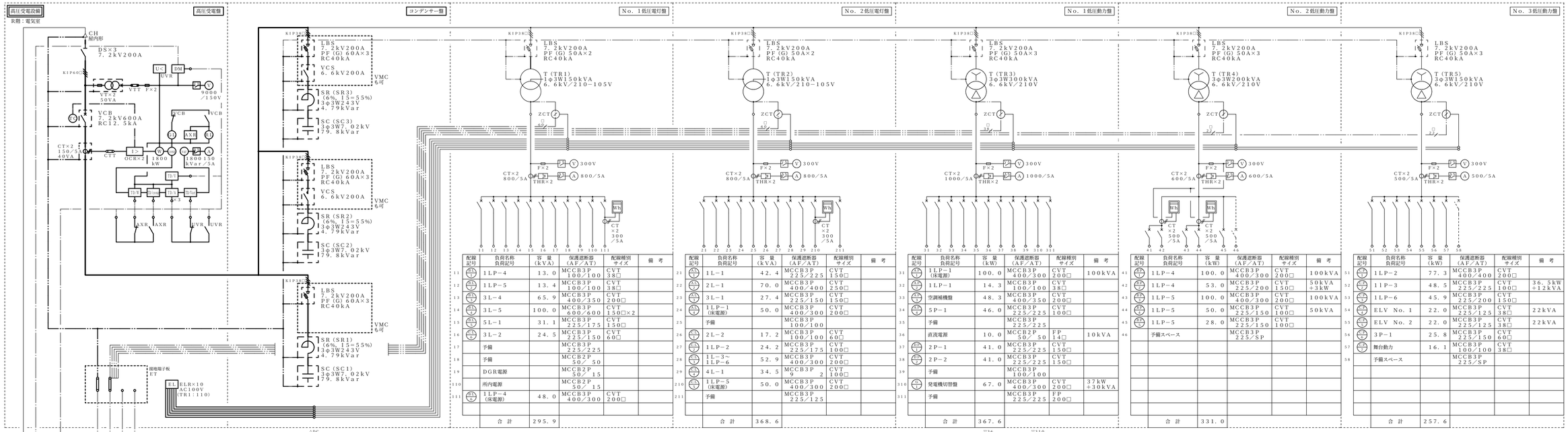

配線記号	負荷名称 負荷記号	容量（kVA）	保護遮断器（AF／AT）	配線種別 サイズ	備考
11	1LP−4	13．0	MCCB3P 100／100	CVT 38□	
12	1LP−5	13．4	MCCB3P 100／100	CVT 38□	
13	3L−4	65．9	MCCB3P 400／350	CVT 200□	
14	3L−5	100．0	MCCB3P 600／600	CVT 150□×2	
15	5L−1	31．1	MCCB3P 225／175	CVT 150□	
16	3L−2	24．5	MCCB3P 100／50	CVT 60□	
17	予備		MCCB3P 225／225		
18	予備		MCCB3P 50／ 50		
19	DGR電源		MCCB2P 50／ 15		
110	所内電源		MCCB2P 50／ 15		
111	1LP−4（床電源）	48．0	MCCB3P 400／300	CVT 200□	
	合計	295．9			

配線記号	負荷名称 負荷記号	容量（kVA）	保護遮断器（AF／AT）	配線種別 サイズ	備考
21	1L−1	42．4	MCCB3P 225／225	CVT 150□	
22	2L−1	70．0	MCCB3P 400／400	CVT 250□	
23	3L−1	27．4	MCCB3P 225／150	CVT 150□	
24	1LP−1（床電源）	50．0	MCCB3P 400／300	CVT 200□	
25	予備		MCCB3P 100／100		
26	2L−2	17．2	MCCB3P 100／100	CVT 60□	
27	1LP−2	24．2	MCCB3P 225／175	CVT 100□	
28	1L−3～1LP−6	52．9	MCCB3P 400／300	CVT 200□	
29	4L−1	34．5	MCCB3P 9 2	CVT 100□	
210	1LP−5（床電源）	50．0	MCCB3P 400／300	CVT 200□	
211	予備		MCCB3P 225／125		
	合計	368．6			

配線記号	負荷名称 負荷記号	容量（kW）	保護遮断器（AF／AT）	配線種別 サイズ	備考
31	1LP−1（床電源）	100．0	MCCB3P 400／300	CVT 200□	100kVA
32	1LP−1	14．3	MCCB3P 100／100	CVT 38□	
33	空調補機盤	48．3	MCCB3P 400／350	CVT 200□	
34	5P−1	46．0	MCCB3P 225／225	CVT 100□	
35	予備		MCCB3P 225／225		
36	直流電源	10．0	MCCB2P 50／ 50	FP 14□	10kVA
37	2P−1	41．0	MCCB3P 225／225	CVT 150□	
38	2P−2	41．0	MCCB3P 225／225	CVT 150□	
39	予備		MCCB3P 100／100		
310	発電機切替盤	67．0	MCCB3P 400／300	CVT 200□	37kW＋30kVA
311	予備		MCCB3P 225／225	FP 200□	
	合計	367．6			

配線記号	負荷名称 負荷記号	容量（kW）	保護遮断器（AF／AT）	配線種別 サイズ	備考
41	1LP−4	100．0	MCCB3P 400／300	CVT 200□	100kVA
42	1LP−4	53．0	MCCB3P 225／200	CVT 150□	50kVA＋3kW
43	1LP−5	100．0	MCCB3P 400／300	CVT 200□	100kVA
44	1LP−5	50．0	MCCB3P 225／150	CVT 100□	50kVA
45	1LP−5	28．0	MCCB3P 225／150	CVT 100□	
46	予備スペース		MCCB3P 225／SP		
	合計	331．0			

配線記号	負荷名称 負荷記号	容量（kW）	保護遮断器（AF／AT）	配線種別 サイズ	備考
51	1LP−2	77．3	MCCB3P 400／400	CVT 200□	
52	1LP−3	48．5	MCCB3P 225／225	CVT 100□	36．5kW＋12kVA
53	1LP−6	45．9	MCCB3P 225／200	CVT 150□	
54	ELV No．1	22．0	MCCB3P 225／125	CVT 38□	22kVA
55	ELV No．2	22．0	MCCB3P 225／125	CVT 38□	22kVA
56	3P−1	25．8	MCCB3P 225／150	CVT 60□	
57	舞台動力	16．1	MCCB3P 100／100	CVT 38□	
58	予備スペース		MCCB3P 225／SP		
	合計	257．6			

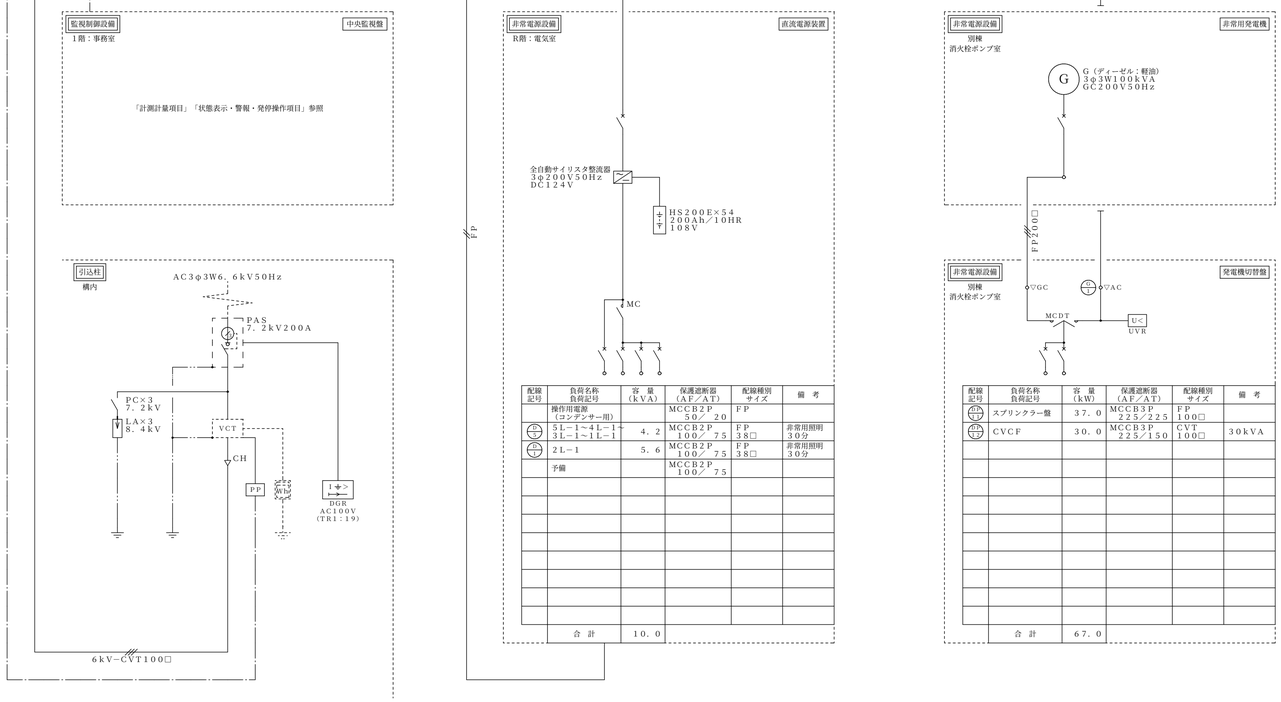

配線記号	負荷名称 負荷記号	容量（kVA）	保護遮断器（AF／AT）	配線種別 サイズ	備考
	操作用電源（コンデンサー用）		MCCB2P 50／ 20	FP	
	5L−1～4L−1～3L−1～1L−1	4．2	MCCB2P 100／ 75	FP 38□	非常用照明 30分
	2L−1	5．6	MCCB2P 100／ 75	FP 38□	非常用照明 30分
	予備		MCCB2P 100／ 75		
	合計	10．0			

配線記号	負荷名称 負荷記号	容量（kW）	保護遮断器（AF／AT）	配線種別 サイズ	備考
	スプリンクラー盤	37．0	MCCB3P 225／225	FP 100□	
	CVCF	30．0	MCCB3P 225／150	CVT 100□	30kVA
	合計	67．0			

■ 凡　例　（細線及び明朝体文字は既設を示す）

記号	名称・摘要	仕様	記号	名称・摘要	仕様	記号	名称・摘要	仕様	記号	名称・摘要	仕様
PAS	高圧負荷開閉器（架空引込用）	屋外開閉形気中開閉器 過電流ロック形	VT	計器用変圧器	モールド		電圧計切替スイッチ		DM	デマンド監視装置	
DGR	地絡方向継電器（PAS付属品）	手動操作式 SOGトリップ装置付	CT	変流器	モールド		電流計切替スイッチ		PF	パルス検出器	
LA	避雷器		ZCT	零相変流器	モールド	V	電圧計		EL-T	信号変換器	電圧
CH	ケーブル端末		VTT	試験用電圧端子		A	電流計		EI-T	信号変換器	電流
DS	断路器		CTT	試験用電流端子		W	電力計		EW-T	信号変換器	電力
VCB	真空遮断器	手動ばね コンデンサ引き外し	F	ヒューズ		cos φ	力率計	不平衡	Ecos φ-T	信号変換器	力率
LBS	高圧負荷開閉器		UVR	不足電圧継電器		Var	無効電力計		EVar-T	信号変換器	無効電力
PF	限流ヒューズ		OCR	過電流継電器	瞬時要素付	積算	電力量計（検定付）	積算電力量	∘	盤内の外部配線端子	
VCS	高圧電磁接触器	真空	ELR	漏電継電器	集合形						
VMC	高圧電磁接触器	真空 引出形 200A 遮断・閉路容量：AC3以上 開閉頻度：5号 開閉耐久性：3種以上	THR	熱動継電器		表	表示灯	赤 LED	VCT	計器用変圧変流器	電気事業者品
			MC	電磁接触器		表	表示灯	緑 LED		電力量計（検定付）	電気事業者品
			MCDT	双投形電磁接触器		AXR	補助継電器				
T	変圧器	油入 屋内 自冷式	MCCB	配線用遮断器			a接点		C	発電機（防災用）	キュービクル形
SR	直列リアクトル	モールド 屋内 温度種別：B					b接点			整流器	キュービクル形
SC	高圧進相コンデンサ	油入 屋内 放電装置付				E	引き外しコイル	VCB		蓄電池	

■ 姿　図　（参考図）　S＝1／50

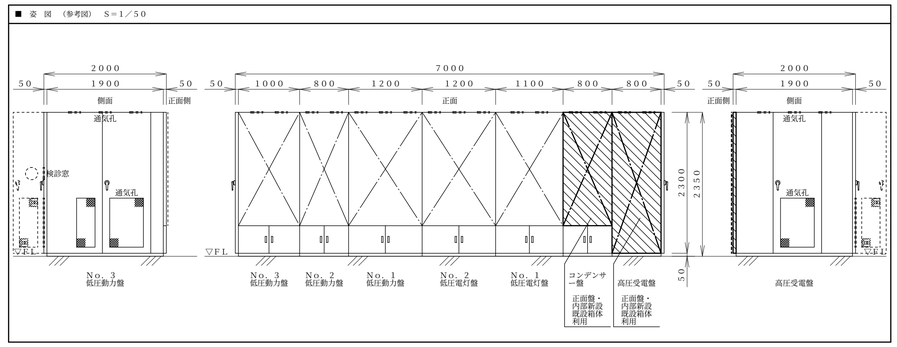

■ 計測計量項目

名称	器具	計測計量入力 アナログ	入力	出力	備考
受電電圧	TD／V	○	0～9000／150V	4～20mA	
受電電流	TD／A	○×3	0～150／5A	4～20mA	
受電電力	TD／W	○	0～1800kW	4～20mA	
受電力率	TD／cosφ	○	−0．5～1～+0．5	4～20mA	
受電無効電力	TD／var	○	LEAD／LAG：1kVar	4～20mA	

■ 状態表示・警報・発停操作項目

名称	器具	状態表示・警報 各盤 運転	停止	故障	中央監視 運転	停止	故障	ブザー	発停操作 各盤 手動	中央監視 遠方	備考
真空遮断器	VCB	○	○	−	○	○	−	−	○	−	無電圧a，b接点
不足電圧継電器	UVR	−	−	−	○	○	−	−	−	−	無電圧a，b接点
変圧器温度上昇	TR：ダイヤル温度計	−	−	目視×5	−	−	○×5	○	−	−	無電圧a接点 設定温度範囲0～100℃
変圧器過負荷警報	THR	−	−	目視×5	−	−	○一括	−	−	−	サーマル接点
漏電継電器	ELR	−	−	○×5	−	−	○一括	○一括	−	−	
直列リアクトル・高圧進相コンデンサ	SR・SC	−	−	○×6	−	−	○×3	○	−	−	リミットスイッチ
高圧電磁接触器	VCS（VMC）	○×2（3）	○×2（3）	−	○×2	−	−	−	○×2	○×2	

■ 注　記

1．特記なきは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成３１年版・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成３１年版及び、国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）平成３１年版による。

2．仕様書等に記載の監督職員とは公益財団法人燕三条地場産業振興センターの指定する担当者とする。

3．細線及び明朝体文字は既設利用、太線及びゴシック体文字は新設を示す。

4．耐震処置は「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」により、設計用水平震度は工事特記仕様書＜表−１＞に記載の設計用標準水平震度に地域係数（通常１．０としてよい）を乗じたものとする。（耐震安全性分類：一般の施設・乙類・上層階・重要機器・設計用標準水平震度１．５：耐震クラスA）設計用水平地震力は機器重量に設計用標準水平震度を乗じたものとし、設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とし水平地震力と同時に働くものとする。但し、既設箱体利用のため対応困難な場合は一般機器・設計用標準水平震度１．０：耐震クラスBとしてもよい。

5．変圧器等の設備機器本体の耐震性は、設計用標準震度に応じ変位量の抑制材等を設け、耐震支持と設備機器本体との耐震性の整合性に配慮する。

6．高調波電流は「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針」に基づき、規定されている電源側流出電流上限値を満足することとする。

7．盤内には労働安全衛生規則第６０４条による内部照明を盤ごとに設け、点灯・消灯はドアの開閉による。また、同一列盤毎に正面内部の作業しやすい位置に保守点検用のコンセントを設ける。（改修対象新設）

8．仕様書に記載の機材の試験による耐電圧試験は監督職員との協議により、施工の試験による耐電圧試験と兼ねてよいものとする。

9．停電作業は令和４年２月１１日（金：祝日）から１２日（土）迄の二日間とする。但し、監督職員との協議により１３日（日）も停電作業可能とする。

涌井電気設備設計室
〒950−0982
新潟県新潟市中央区堀之内南１丁目３１−１　第２江口ビル２階
電話０２５−２４５−９９１０

公益財団法人　燕三条地場産業振興センター

工事名	図名	
メッセピア高圧受電設備改修　工事	高圧受電設備図（改修後）	
年月日 2021．9	縮尺 A1：N．S	図面番号 E−6

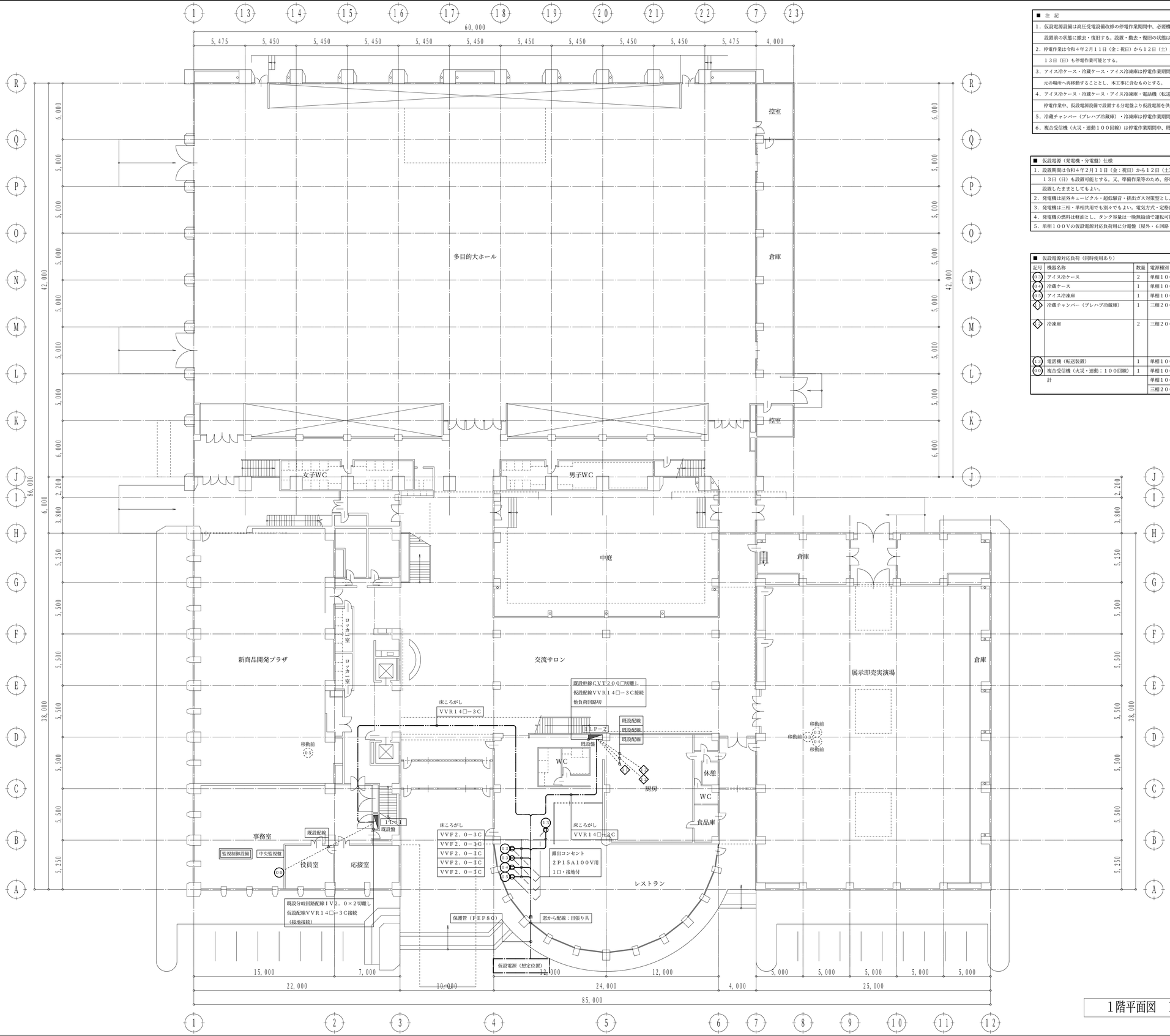

■ 注 記

1．仮設電源設備は高圧受電設備改修の停電作業期間中、必要機器の電源確保のために設置し、作業完了後は設置前の状態に撤去・復旧する。設置・撤去・復旧の状態は監督職員に確認することとする。
2．停電作業は令和４年２月１１日（金：祝日）から１２日（土）迄の二日間とする。但し、監督職員との協議により１３日（日）も停電作業可能とする。
3．アイス冷ケース・冷蔵ケース・アイス冷凍庫は停電作業期間中、レストランへ移動して使用し、作業完了後は元の場所へ再移動することとし、本工事に含むものとする。
4．アイス冷ケース・冷蔵ケース・アイス冷凍庫・電話機（転送装置）・複合受信機（火災・連動１００回線）は停電作業中、仮設電源設備で設置する分電盤より仮設電源を供給する。
5．冷蔵チャンバー（プレハブ冷蔵庫）・冷凍庫は停電作業期間中、既設盤に仮設電源を供給し使用する。
6．複合受信機（火災・連動１００回線）は停電作業期間中、既設盤に仮設電源を供給し使用する。

■ 仮設電源（発電機・分電盤）仕様

1．設置期間は令和４年２月１１日（金：祝日）から１２日（土）迄の二日間とする。但し、監督職員との協議により１３日（日）も設置可能とする。又、準備作業等のため、停電作業の前後も監督職員との協議により、その場所に設置したままとしてもよい。
2．発電機は屋外キュービクル・超低騒音・排出ガス対策型とし、必要に応じ追加で騒音・振動対策を施すものとする。
3．発電機の燃料は軽油とし、タンク容量は一晩無給油で運転可能な容量とする。給油作業・燃料費を含むものとする。
5．単相１００Ｖの仮設電源対応負荷用に分電盤（屋外・６回路・漏電遮断器付）を併設する。

■ 仮設電源対応負荷（同時使用あり）

記号	機器名称	数量	電源種別	消費電力（電流）	備考
03	アイス冷ケース	2	単相１００Ｖ	４５０Ｗ	レストランへ移動
04	冷蔵ケース	1	単相１００Ｖ	２５３Ｗ	レストランへ移動
05	アイス冷凍庫	1	単相１００Ｖ	７８Ｗ	レストランへ移動
1	冷蔵チャンバー（プレハブ冷蔵庫）	1	三相２００Ｖ	１．８４ｋＷ：冷却 （６．７Ａ：運転、５３Ａ：始動）	
2	冷凍庫	2	三相２００Ｖ	１．５２ｋＷ：容量 ５８５Ｗ：冷却、７３３Ｗ：霜取 （４．４Ａ：容量） （２．５Ａ：運転、１６Ａ：始動）	
13	電話機（転送装置）	1	単相１００Ｖ	５０Ｗ：想定	
00	複合受信機（火災・連動：１００回線）	1	単相１００Ｖ	１４００Ｗ：竣工図	
計			単相１００Ｖ	２．６８１ｋＷ	
			三相２００Ｖ	４．８８０ｋＷ	

1階平面図　1／200

涌井電気設備設計室 〒950−0982 新潟県新潟市中央区堀之内南１丁目３１−１　第２江口ビル２階 電話０２５−２４５−９９１０	公益財団法人　燕三条地場産業振興センター	工事名：メッセピア高圧受電設備改修　工　事	図名：１階平面図（仮設電源設備） 年月日：２０２１．９ 縮尺：Ａ１：１／２００	図面番号：Ｅ−７

R階平面図　1／200

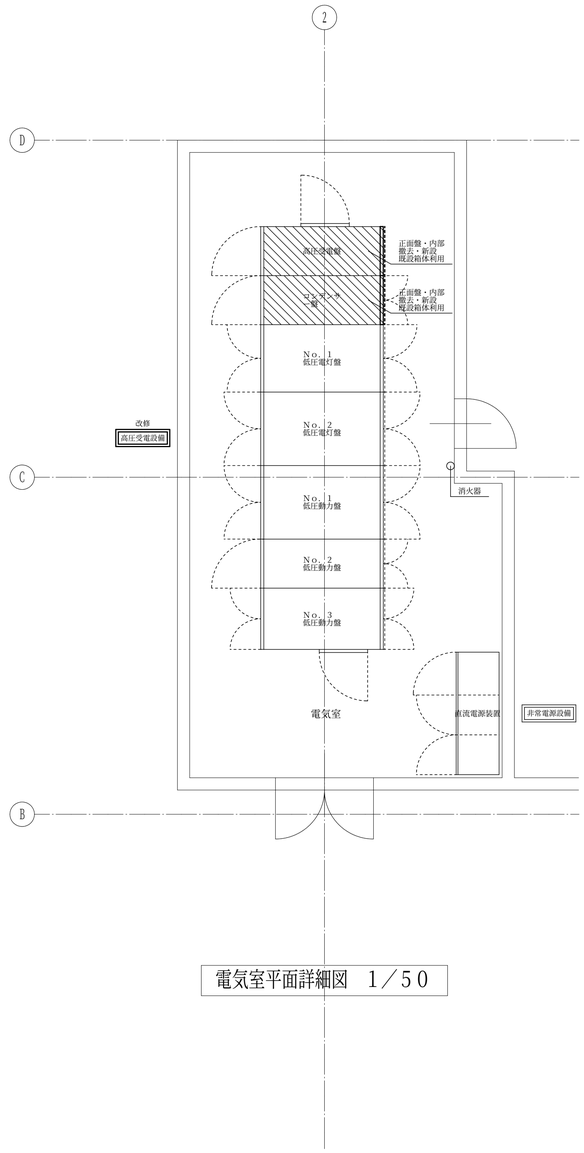

電気室平面詳細図　1／50

涌井電気設備設計室 〒950−0982 新潟県新潟市中央区堀之内南１丁目３１−１　第２江口ビル２階 電話０２５−２４５−９９１０	公益財団法人　燕三条地場産業振興センター	工事名 メッセピア高圧受電設備改修　工事	図名 R階平面図（改修前・後）		
			年月日 ２０２１．９	縮尺 A1：1／200	図面番号 E−8